

## 第2期 弘前大学男女共同参画推進基本計画 （平成28年6月6日役員会決定）

弘前大学は、平成21年8月と平成24年6月に「弘前大学男女共同参画推進宣言」を公表し、本学の根本精神である「世界に発信し、地域と共に創造する弘前大学」の実現には男女共同参画の推進が不可欠であるとの考え方の下、男女共同参画の取組を進めてきました。

本基本計画は、「弘前大学男女共同参画推進宣言」の精神に基づき、男女共同参画の一層の推進に向けて、平成21年8月に定めた「弘前大学男女共同参画推進基本計画」（役員会決定）をよりよいものとするため、「第2期 弘前大学男女共同参画推進基本計画」としてあらたに基本方針と行動計画を定めるものです。

### 基本方針

1. 大学運営における男女共同参画の推進
2. 仕事と家庭・地域生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援
3. 教育研究における男女共同参画の推進
4. 次世代を担う学生のための男女共同参画の推進
5. 地域・国際連携

### 行動計画

#### 1. 大学運営における男女共同参画の推進

- ①職員や学生が、性別はもとより、年齢、人種、国籍、宗教、言語、障害、性的指向、性別自認等を問わずに働きやすく学びやすい環境づくりに積極的に取り組む。
- ②働きやすく学びやすい環境づくりに当たっては、全学調査等により男女共同参画の実現を妨げる要因を精査した上でこれを排除する取組とし、職員や学生の意見を反映する。
- ③管理職を含む職員や学生の意識啓発を図る。
- ④大学運営における男女共同参画の実現に取り組み、役員や事務系職員の管理職に占める女性比率を令和7年度までに20%以上、将来的には30%以上とする。
- ⑤セミナー等の開催を通じて女性職員のキャリアアップ支援を図る。

#### 2. 仕事と家庭・地域生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援

- ①職員が仕事と家庭・地域生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、年次有給休暇や子育て・介護に関する学内制度の利用を促進するとともに、諸制度や施設の拡充を図る。
- ②多様な勤務制度や休暇・休業取得に関する情報をまとめ、職員がアクセスしやすいよ

うにし、積極的に情報を発信する。

- ③会議時間の現状把握や業務の整理・効率化を検討し、主な会議の終了時刻を定め、実施を徹底する。

### 3. 教育研究における男女共同参画の推進

- ①教員に占める女性比率が令和7年に20%以上、将来的には30%（第5期科学技術基本計画）となるよう、ポジティブアクションを図る。
- ②子育て・介護中の研究者が研究活動を維持できるよう、育児・介護中の研究者支援制度により研究支援員を配置する。
- ③さまざまなライフステージにある教員が教育研究活動を継続できる制度を整備し、教員の定着を促進する。

### 4. 次世代を担う学生のための男女共同参画の推進

- ①学生の中に男女共同参画の理念の浸透を図るため、男女共同参画やキャリア形成支援の教育・学修機会の充実を図る。
- ②本学の女性研究者、管理職、卒業生、子育て・介護・家事に積極的に関わる男性職員の活躍を学内外に紹介し、多様な人材像とキャリアパスを提示する。
- ③科学イベントや進路相談会をはじめとする取組により、女子児童・生徒が科学技術や学術分野への関心を持てるきっかけとなるような事業の充実を図る。

### 5. 地域・国際連携

- ①本学の男女共同参画推進の取組においては、国、地方自治体、地域の教育研究機関・企業等の学外組織との連携を推進する。
- ②本学の地域連携をはじめとするさまざまな取組を、男女共同参画の視点を踏まえたものとする。
- ③本学の留学生や国際交流協定校、国際社会に向けて、本学の男女共同参画推進の取組について積極的に情報を発信する。

### 推進体制

本基本計画の実施に当たっては、役員会の決定に基づき、学長直属の男女共同参画推進室を中心として全学を挙げて具体的な事業を展開する。

### 計画期間

本基本計画の実施期間は、平成28年度から令和7年度までの10か年とし、5年が経過した時点で進捗状況を精査し行動計画を見直す。